

前橋市監査委員公表第16号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年9月1日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	須	賀	博	史

# 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年5月8日～6月23日

措置通知書提出日 令和5年8月31日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 契約書について</p> <p>各老人福祉センター及びみやぎふれあいの郷の産業廃棄物処理等の業務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号で規定する契約書に記載すべき事項である、委託する産業廃棄物の種類及び数量、産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地等の記載がないものがあった。また、ひろせ老人福祉センターでは、同号で規定する委託契約を書面により行っていないものがあった。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>当該指摘事項については、受注者に関係法令にのっとり契約書の案を提示させ、市所管課である長寿包括ケア課と協議を行った。</p> <p>契約書に記載すべき事項等について、市廃棄物対策課の指導を受けながら受注者と協議を行い、令和5年8月21日付けで業務委託変更契約を締結した。</p> <p>また、書面による契約の必要性については、次回から確実に実行できるよう指摘事項を各老人福祉センターで情報共有し、改善する対応を行った。</p>